

# 侍所洛中制札の系譜

高 谷 知 佳

## 目 次

はじめに

第一章 侍所洛中制札の契機と内容

第一節 応安二年制札

第二節 正長元年制札・嘉吉元年制札

第三節 徳政としての都市法のゆくえ

第二章 公家と武家の新制と都市法

第一節 研 究 史

第二節 公 家 新 制

第三節 武家新制・武家の都市法

第四節 南 北 朝 期

第三章 都市法の射程

第一節 応安二年制札の特異性

第二節 京都支配の可能性

おわりに

はじめに

嘉吉元年（一四四二）九月一五日、室町幕府六代將軍足利義教が暗殺された嘉吉の変と、それに続く嘉吉の徳政一揆

に動揺する京都で、万里小路時房の「建内記」に、次のような三か条の制札を目にしたという記述がある。

「鴨河・白川捕魚事、<sup>(1)</sup>付さいとり、俗人法師の<sup>(2)</sup>出立事、博奕事、右禁制之趣載之、年号月日下中務少輔源朝臣判在之、伝聞、此制札者、侍所新補之時必有此制、近代皆如此云々、京極新補之間如此云々、」

室町幕府のもとで京都の治安や行政を担う侍所の長たる頭人が新たに補任された際には、必ずこの制札が掲げられるものであり、このたびは京極持清が補任されたので掲げられたという。日付は八月なので、もう半月以上は掲示されていることになる。その内容は、鴨川・白川で魚鳥を捕ること・俗人が法師の装いをする事・博奕を禁じるものである。

制札として直接一般の人々に対して示された点、また寺社門前など特定の地域や勢力を明示しておらず、侍所の管轄である京都全体を対象とするものと考えられる点で、中世京都で発せられた法のなかでもこの法は特徴的である。嘉吉元年以前にも、応安二年（一三六九）・正長元年（一四二八）に、侍所頭人の交代とともにいずれも同じ特徴をもつ制札が発せられていた。

中世京都をめぐる研究史の中で、応安二年の侍所制札は、佐藤進一氏により、室町幕府による京都市政権のうち、警察機能を掌握したメルクマールとして評価されている。<sup>(3)</sup>その後、京都市政権については朝廷や寺社との関係を通して見直しが行われ、<sup>(4)</sup>行政にあたった侍所についても実体的な検討が深められ、いずれも研究は長足の進歩を遂げている。また法の発布や伝達をめぐる研究において、行政担当者ではなく一般の人々を宛所とした制札は、中世には希少かつ重要な題材であり、徳政令や撰銭令など、経済秩序の根幹にかかわり周知徹底の必要な法について研究蓄積がある。<sup>(5)</sup>しかしこの三度の侍所制札の具体的な法文についてはあまり論じられていない。

それはこれらが、長となる役職の「代替わり」を契機に発せられ、殺生禁断、博奕の禁止、衣服の規制など、いずれも中世前期の公家新制を想起させる、実務的というより徳政のスローガンの法であることに因る。中世の朝廷や幕府は、天変地異や代替わりを機に徳政を行っており、その内容は仏神領興行・訴訟制度の整備・祭礼や儀礼における過差

(奢侈)の禁止・京都の秩序維持など多岐にわたるが、平安後期〜鎌倉期に朝廷によって発せられた公家新制はその形式の一つであり、特に鎌倉期には祭礼や儀礼における奢侈禁止が中心となった。<sup>(6)</sup> 応安二年の侍所制札は、それらの公家新制の内容を引き継ぐものが多い。

室町期の京都は支配層の共通の経済基盤として、人的・地域的に分割支配が行われており、朝廷や幕府としても具体的な紛争に応じて当事者の利害調整を行うほうが効率がよく、侍所制札のような都市に対しての一律の法を発することはありません重視されなかった。しかし旧稿でもふれたように、中世前期から後期への都市支配の影響や連続性は、都市史研究のミッシングリンクのような課題である。公家新制における都市法が、鎌倉時代の武家の都市支配に影響を与えたことはすでに指摘されているが、そこからもう一步進めて、公武統一政権のもとにおける京都支配への影響を探ることは、リンクを繋ぐ作業の一つとなる。本稿では、応安二年・正長元年・嘉吉元年の侍所制札を題材として、公家新制や鎌倉幕府の都市法からの影響をたどることで、この作業に踏み込んでみたい。

- (1) 「刺捕竿(先端に鳥もちを塗った竿)で鳥をとらえること。また、その人」(『日本国語大辞典』)
- (2) 佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年)
- (3) 早鳥大祐「室町幕府論」(講談社選書メチエ、二〇一〇年)、三枝暁子「比叡山と室町幕府」(東京大学出版会、二〇一一年)
- (4) 松井直人「室町幕府侍所と京都」(『ヒストリア』二六五、二〇一七年)
- (5) 三浦周行「歴代法制の公布と其公布式」(『法制史の研究』岩波書店、一九一九年)、田良島哲「禁制制札の発生」(『三浦古文化』五二、一九九三年)、前川祐一郎「壁書・高札と室町幕府徳政令」(『史学雑誌』一〇四一、一九九六年)、同「室町幕府法の蓄積と公布・需要」(『歴史学研究』七二九、一九九九年) など
- (6) 水戸部正男「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)、羽下徳彦「領主支配と法」(『岩波講座日本歴史 中世一』、岩波書店、一九七五年)、稲葉伸道「新制の研究」(『史学雑誌』九六一、一九八七年)
- (7) 拙著「中世の法秩序と都市社会」(『塙書房』、二〇一六年)
- (8) 保立道久「町の中世的支配と展開」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』Ⅱ、東大出版会、一九九〇年)

## 第一章 侍所洛中制札の契機と内容

## 第一節 応安二年制札

まず、三度の侍所制札の法文について検討したい。

侍所の制札としては、ほかに祇園社・東寺など京都の特定地域を宛所として治安維持を保障したものの、また徳政令など喫緊の問題について広範囲に周知するものもあるが、本稿の題材とする応安二年・正長元年・嘉吉元年の三例は、侍所頭人交代時に新頭人によって発布され、かつ特定の宛所を記さない京都全体に対する制札であるという特徴が挙げられる。

しかし、これらは確かに侍所頭人交代時に発布されているが、嘉吉元年の万里小路時房の認識とは異なり、頭人交代のすべてを網羅しているわけではない。正長元年は義持死去によってくじ引きで選ばれた義教の代始め、嘉吉元年は義教横死によって擁立された幼い義勝の代始めであり、前川祐一郎氏が指摘されるように、侍所頭人の交代と足利將軍家の交代が重なったときに発布されているとみるべきである。<sup>9)</sup>

まず、応安二年制札についてみると、同年正月、足利義満が征夷大將軍に任官し、二月一日に頭人土岐義行による侍所沙汰始が行われ、二月二十七日に土岐義行から当該制札が発給された。なお後論のために番号を振っておく。

## 禁制

一、俗人ノ法師ナリ、同カサヲキル事、(付、法師ノホウシニテ面ヲカクス事)①

一、ハクエキノ事、(付、スク六)②

一、ヤクヲコホチウル事、(付、車イケ商買、四條町ノ立ウリ、)③

一、セイカウノ大口、ヨリモンノ小袖、クラ具足ノ金銀ノタクヒ、色カワノシタウツ用事、④

一、中間凡下輩、エホシカケ、キヌコシ、ヒタ、レキヌウラ、同大口、刀ノカヘラキ金銀、(但、メヌキヲ除事、)⑤

右條々、カタク可被止也、若違犯ノ事アラハ、可処罪科之状、依仰下知如件、

応安二年二月廿七日

左馬助源朝臣判  
五右衛門尉

第一条では俗人が法師の装いをする事・僧俗ともに顔を隠す事、第二条では博奕と双六を禁じている。第三条では意味のとりづらい語句もあるが、「ヤク」は毀ち売ることができるといふ点から、おそらく家屋をさすと推測でき、「車イケ」は群書類従本建武以来追加で「車イゲ」とあることから「車以下」と推測できる。ここから、家屋を壊して売ること、付則で車や徒歩による行商を禁じたものと解する。第四条と第五条では衣服の奢侈を禁じている。

この前年、南禅寺破却をはじめとする旧仏教の嗾訴が沸き起こったが、これに対して朝廷は無力を露呈し、幕府が専ら防戦にあたった。また翌三年、債権取立てのために洛中で乱暴をはたらき天台座主にも服さない山門公人に対して幕府が取締りを行うことになった。これらの状況から佐藤氏は、この制札を幕府による京都市政権のメルクマールと評価された。<sup>(11)</sup>

將軍家の代替わりか、侍所頭人の代替わりかという点について、応安年間(一三六八〜一三七四)及び続く永和年間(一三七五〜一三七九)にはほとんど毎年のように侍所頭人が交代したが、同様の制札は発布されていない。一方、応安二年は義詮の死去した貞治六年(一三六七)二月からは一年以上経っており、將軍の代替わりといえるかが問題となるが、貞治六年一二月二九日にも、幼い義満を擁する細川頼之が、自邸において、儉約や衣服の奢侈禁止を中心とした

儉約令を發している。

- 一、年始諸人引出物、一向可停止事
- 一、所々雜掌、可為儉約事、
- 一、精好大口、織物小袖、不可着、金具鞍不可用事、
- 一、中間以下輩、金銀梅花皮等腰刀、可停止事、
- 一、同輩、直垂之絹裏、絹腰、並烏帽子懸不可用事、<sup>(12)</sup>

ここで具体的に禁じられた品目は、後述するように中世前期の公家新制においても繰り返し禁じられており、この法は、徳政として支配層の共通認識になっていた公家新制の法を踏襲して、幼君への代替わりを支えるという儀礼的な意味をもっていたといえよう。

貞治六年の法の第四条・第五条の内容が、応安二年の侍所制札にはほぼ受け継がれていることから、この二者の関係は、貞治六年の法が幕府役人を対象としたものであるのに対し、応安二年の侍所制札は義満の征夷大將軍任官を機に一般人々へと対象を広げたものといつてよいだろう。代替わりにおいては徳政としての債務破棄が行われるべきとの觀念が一般に広まっていたとされるが、同じく徳政として衣服の規制が行われるという觀念も、京都では一般に共有されていたといえるのではないか。衣服の規制は、儉約という面とともに礼の秩序を守るといふ面もあり、ことに南北朝期以来、公家と武家が集住した京都では、礼の秩序の紊乱は治安問題にも繋がる重要なものであった。

ただし、一般の人々へ対象を広げた制札には条文も追加されている。第二条の博奕の禁止、第三条の家屋と行商にかかわる法は制札で独自に追加されたものである。また、俗人が僧侶の身なりをすること、また僧俗ともに笠などで顔を

隠すことを禁じた第一条は、衣服の規制という点では第四条・第五条と共通しているが、頭を包むことは奢侈ゆえにではなく、異形と呼ばれて非難される行為であった。<sup>(15)</sup> 制札に挙げられた法は、奢侈禁止ではなく直接的な治安維持という性格が強まったといえる。

## 第二節 正長元年制札・嘉吉元年制札

義満から義持の代替わりにおいては、義持が元服し征夷大將軍となった応永元年（二三九四）にも、義満が死去して義持が実権を握るようになった応永一五年（二四〇八）にもこうした制札はみられない。

次にみられるのは義持から義教の代替わりの正長元年である。侍所頭人として赤松満祐が八月一七日に補任され、九月の正長の徳政一揆によりしばらく間が空くものの、一〇月二三日に侍所沙汰始が行われ、同日に以下のような制札が発せられている。

一、俗人の法師なりの事、〈付、法体の帽にて面をかくす事〉<sup>⑥</sup>

一、博奕事、<sup>⑦</sup>

一、鴨河堀川の魚をとる事、〈付、さいとりの事〉<sup>⑧</sup>

右條々、堅被停止訖、若有違犯之輩者、可処罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、

正長元年十月廿三日

沙弥判<sup>(16)</sup>  
(赤松満祐)

第一条の俗人が僧侶の装いをする事・僧俗ともに顔を隠すことの禁止、第二条の博奕の禁止<sup>⑥⑦</sup>は、応安二年

制札①②とほとんど同じである。一方、応安二年制札第三条の家屋と行商に関する規制③および第四・第五条の詳細な奢侈の規制④⑤は、正長元年制札では姿を消し、結果として法はきわめてシンプルなものになった。

かわりに正長元年制札には第三条に漁獵禁止⑧が挙がっている。応永二七年（一四二〇）、義満の十三回忌のための洛中および諸国に対する殺生禁断令において侍所に御教書が下されるなど、仏教的な殺生禁断に侍所が関与していた例もある<sup>17)</sup>。

その次が冒頭で挙げた、嘉吉の変による義教から幼い嫡男義勝への代替わりに発せられた嘉吉元年制札であり、内容は「鴨河・白川捕魚事、（付さいとり）⑨、俗人法師の立事⑩、博奕事⑪」と、順番以外は正長元年制札とほぼ変化がない。

記録者の万里小路時房は「伝聞、此制札者、侍所新補之時必有此制、近代皆如此云々」と、侍所頭人交代のたびに、この三か条に定型化した制札が掲げられていたと述べる。しかし、この認識については、この直前の永享年間には複数回頭人が交代しているにもかかわらず、「伝聞」つまり時房自身がそれ以前の制札を直接見たことがなかったといえるため、正しいとも言い切れない。

### 第三節 徳政としての都市法のゆくえ

將軍の代替わりを機とした京都に対する侍所制札はその後みられないが、義政の親政開始時にも、この制札の条文と類似した規制があったことを指摘しておきたい。

義勝は嘉吉三年（一四四三）七月に夭折し、義政が後継ぎに選ばれたが、征夷大將軍任官はその成長を待つて宝徳元年（一四四九）に行われ、その後も將軍親政ではなく管領による政治が続いた。管領政治から將軍親政に切り替わる画期としては、康正元年（一四五五）の右近衛大將任官などが挙げられている。百瀬今朝雄氏は康正元年まで管領下知状



が発給されていたことを指摘し、早島大祐氏は康正二年四月まで管領が奉行人を管轄していたことから、さらに親政始期が下ることを指摘された。早島氏は、康正二年七月の、幕府主導で再建された内裏における右大将拜賀を、義政の將軍権力を可視化した機会として重視されている<sup>(18)</sup>。

そして康正三年（二四五七）五月の『大乘院寺社雜事記』に、「近日京中ニアシ笠、スケ笠、皮袴、ウチ懸ヲ被止云々」、つまり京中で笠を着て顔を隠すことや、皮袴や打掛といった衣服の規制が行われたという記述がある<sup>(19)</sup>。近年の研究に従い、親政始期を下らせてとらえるならば、その同時期に、徳政として京中の衣服の規制を行ったと位置づけることができるのではないだろうか。

また榎原雅治氏は、長祿二年（二四五八）以降の義政の訴訟への取り組みを、親政開始つまり実質的な代始による徳政と位置づけるが<sup>(20)</sup>、その年の初めにも「近日自室町殿被出御法、鷹並鶯、平文上下、無文小袖等停止云々」「此間京中甲乙人ノ平文ノ上下被止之、並鷹・鶯被止之、上下ハアサキノ外不可有之云々」という記録がある<sup>(21)</sup>。前半の鷹と鶯の飼育を禁じるというのは殺生または奢侈の禁止ととることができ、後半は衣服の規制である。これも親政開始とともに徳政的な法が重ねて発せられたとみなしてよいだろう。

榎原氏は、義持・義教・義政の寺社領保護政策を代始徳政と位置づけ、鎌倉期について論じられてきた「統治者の責務としての徳政実施という発想」が室町期にも及ぶと指摘された。本章の検討からは、義満・義教・義勝の代始および義政の親政開始時に、殺生や博奕の禁止、衣服の規制といった徳政も実施されていたことがわかる。前三者の政策は、京都の人々に一般に明示される侍所制札という形をとり、義政の政策も、興福寺大乘院の尋尊のもとに「京中」「甲乙人」を対象としていると伝わっていることから、いずれも政権内部に限られたのではなくオープンなものだったと考えられる。

本章では、これらの侍所制札の条文の内容と共通する公家新制や武家の都市法を、さかのぼって探ることとする。

- (9) 註(5)前川論文
- (10) 「中世法制史料集二 室町幕府法」(佐藤進一・池内義資編、岩波書店、一九五七年、以下「中法二」)追加法九九〜一〇三条  
前掲註(2)佐藤論文
- (11) 「中法二追加法八六〜九〇条」(花宮年代記)貞治六年(一三六七)二月二十九日条
- (12) 笠松宏至「徳政令」(岩波新書、一九八三年)
- (13) 新田一郎「太平記の時代」(講談社学術文庫、二〇〇九年、初出二〇〇一年)
- (14) 伊藤喜良「バサラと寄合の文化」(村井章介編「日本の時代史10南北朝の動乱」吉川弘文館、二〇〇三年)、網野善彦「異形の王権」(網野善彦著作集六 転換期としての鎌倉末・南北朝期)岩波書店、初出一九八六年)
- (15) 「中法二追加法一八五〜一八七条
- (16) 「看聞御記」応永二七年(一四二〇)四月三日条・同五日条
- (17) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(岩波講座日本歴史 中世三)岩波書店、一九七六年、早島大祐「首都の経済と室町幕府」(吉川弘文館、二〇〇六年)
- (18) 「大乘院寺社雜事記」康正三年(一四五七)五月二四日条
- (19) 榎原雅治「室町殿の徳政について」(国立歴史民俗博物館研究報告)一三〇、二〇〇六
- (20) 「宗賢卿記」長祿二年(一四五八)閏正月一日条、「大乘院寺社雜事記」同年閏正月二六日条
- (21)

## 第二章 公家と武家の新制と都市法

### 第一節 研究史

公家新制とは、平安末期から鎌倉期にかけて、天変地異や代替わりを機として朝廷が発した、仏神領興行・訴訟制度の整備・祭礼や儀礼における過差(奢侈)の禁止・京都の秩序維持など、多様な内容の複数の法から成る一連の法であり、条文が不明なものも含めて一〇世紀から一四世紀の間に六〇回あまり発布された。<sup>(22)</sup>

「公家新制をめぐっては、三浦周行氏の「新制の研究」<sup>(23)</sup>に始まり、条文の継承関係や逸文の研究、平安末・鎌倉初期の政治状況との関連<sup>(25)</sup>、徳政との結びつきなど、多くの蓄積がある。これらの研究によれば、保元元年（一一五六）新制が九州之地者、一人之有也、王命之外、何施私威」と述べているように、公家新制は朝廷を全国の統治者として位置づけるものであり、平安末期から鎌倉初期にかけては、荘園整理・仏神領興行・訴訟の公正など全国的な土地領有秩序の画定を目指す法が中心であった。しかし鎌倉初期を境に、これらの法は実効性を欠いて公家新制から姿を消し、代わって鎌倉幕府に担われ、独自に武家新制も定められるようになった。以降の公家新制は、過差禁令など朝廷や京都の内部規律が中心になった。しかし文永十年（一二七三）新制において、新制とは「政李之簡要」「儉約之禁法」であると述べられているように、全国統治が不可能になったために内部規律に縮小・変質したと解するべきではなく、全国統治の法と内部規律の法の両方がもとと不可欠な要素であったと考えられている。<sup>(27)</sup>

都市史から注目すべきは内部規律の法である。京都の行政や治安維持の法、検非違使に取締りを命じた法、京都の祭礼や儀礼における過差禁令など、京都をめぐる法が多く、保立道久氏は「平安時代以来発布された新制の基本が、濃厚に復古的・身分的な色彩をもつ奢侈禁令や治安法令にあった」<sup>(28)</sup>その規制対象の多くが都市的な奢侈と秩序侵犯であり、それ故に、新制は本質的に都市法令としての側面を有していた」と指摘される。保立氏は、新制は「王土の中心である京都の復興の宣言」であったが、実質的には、「在家」を単位として住民を掌握し、有力者を保刀禰として行政の末端を担わせるなど、律令制から遠く変化している都市の現状を追認し、再編成してゆくものであったと論ずる。そして、在家を単位として有力者に行政の末端を担わせる京都の都市支配のあり方が、仁治元年（一二四〇）や弘長元年（一二六二）の武家新制にみられる鎌倉支配の法に影響を与え、さらにそれが「新御成敗状」の府中支配など、武士の都市支配の法に影響を与えたとする。<sup>(28)</sup>

公家新制および鎌倉幕府の都市支配の法は、一般の人々を対象として公開するのではなく、行政担当者に取締りを命

じたものであるという点で、侍所制札とは異なる。しかし、京都や鎌倉といった政権都市において、諸権力の人的・地域的な権益の交錯には関わりなく、都市全体を対象とするという点では、日本中世の都市法の中できわめて特徴的な共通点をもつといえる。そして実際の法の内容もまた共通するものが多い。

本論では、保立氏の研究に学びつつ、特に公家新制から武士の都市法への影響を示した後半の議論を踏まえ、侍所制札までを射程に入れ、影響と変化についてたどってゆきたい。

## 第二節 公家新制

本節ではまず、保元新制以降の公家新制から侍所制札の法への影響を検討する。

第一に、応安二年制札第四・五条(④⑤)にみられる衣服の奢侈の規制については、平安中・後期から、賀茂祭・相撲節会・五節など、特定の祭礼や行事における時限的な奢侈の禁止が公家新制として発せられ、鎌倉期以降は平常時も含めたもの・長期的なものとして発せられるようになった。<sup>(29)</sup>

先に述べたように、公家新制は行政担当者に一般の人々の取締りを命ずるものであるが、新制における衣服や装飾の規制もまた、貴族から従者まで広い範囲の身分を取締りの対象としており、寛喜三年(二二三)新制において、日吉・祇園の祭礼に身分の低い富裕層が出資して奢侈を誇ることを取締らせているのはその例である。<sup>(30)</sup>

応安二年制札第四・五条(④⑤)、またそれに先行する貞治六年の細川頼之の法にみられる、精好の大口袴・織物の小袖・鞍具足の金銀装飾・色染の革の鞆・直垂の裏などへの絹の使用・刀の金銀装飾などは、いずれも公家新制で、主に六位以下の者を対象として禁じられてきた具体的な細目である。一例を挙げれば、建久二年(二九二)三月二八日新制で、織物は禁色を許された者のみとし、「地下六位已下」には通常、螺鈿や蒔絵の鞍、豹虎の皮の鞆、蒔絵や金銀で飾った刀剣などを用いることを禁じる項目があり、これらは以降の新制へも引き継がれた。寛喜三年新制ではやはり

六位以下の「諸司諸衛之輩」が絹の裏地を用いることを、弘長三年（一二六三）新制では凡下の大口袴を禁じ、建武政権が「武者所之輩」に対して発した規制においては「精好大口」「金銀装束太刀」などを禁じている。<sup>(31)</sup>

他方、奢侈以外の衣服の規制、すなわち応安二年制札第一条①、正長元年制札第一条⑥、嘉吉元年制札第二条⑩、また義政の親政開始期の徳政の一環と思われる「アシ笠、スケ笠」の禁止など、俗人が僧侶の身なりをするこゝと・僧俗ともに裏頭や笠着などによって顔を隠すことの禁止は、鎌倉期までの公家新制にはみられない。

第二に、正長元年制札第三条⑧、嘉吉元年制札第一条⑨にみられる、鴨川・白川・堀川の漁獵禁止は、広く解するとさしあたり殺生禁断といえる。<sup>(32)</sup>

殺生禁断は古代からしばしば発せられており、新制においても頻出するが、全国や特定寺社を対象とする場合と、京都を特に対象とする場合との双方がある。新制で京都を対象とするものの初見は、建久二年三月二八日新制の「可禁断殺生並京中寺社近辺飼鷹鶴事」であり、仏教的な殺生観のもとに漁獵鷹鶴がすでに禁じられていることを前提に、「本社供祭」に漁獵の例がある場合を除き、特に「京洛之中、寺社近辺」は特に禁じるとしている。<sup>(33)</sup>

全国を対象とする殺生禁断のほうが多く、これに先行する治承二年（一一七八）新制の「応禁制六斎日殺生事」が初見であるが、その中で「遊手浮食之輩」がこれを破りがちであると述べている。<sup>(34)</sup>この点に注目すると、建久二年三月二八日新制では、京都において家主に「辺境浮食之輩」の寄宿を申告させるよう検非違使に命じており、殺生禁断の法と京都の流動的な層を取り締まる法に近接性があったことが窺われる。また、同新制で「五節櫛金銀風流並滝口陣所々送物」の過差を禁じる法において、「外には禁奢の法に背き、内には殺生の罪に渉る」と述べられていることから、奢侈と殺生が結びつくこともあった。<sup>(35)</sup>

その後、弘長元年（一二六一）新制において、六斎日の殺生禁断を前提として洛中では六斎日以外も殺生を禁じた法が発せられ、弘安八年（一二八五）新制において、洛中の殺生禁断とともに、洛中で鷹鶴を飼うこと、無用の鳥獸を飼

うことを禁じている。この無用の鳥獸を飼うことの禁止は、義政による長祿二年の鷹・鶯の禁止と通じる。その後しばらく置いて、元亨元年（一二三二）には「洛陽洛外」における殺生禁断が禁じられている。<sup>36</sup>

つまり、公家新制における殺生禁断は、京都に対して特に強調して発せられ、流動的な層の取締りや奢侈禁止などの立法趣旨との共通性をみせる一方、全国に対する法でもあった。また表現は「殺生禁断」「鷹鶯」が中心であり、鴨川・白川・堀川といった具体性や「さいとり」は侍所制札特有のものである。

第三に、応永二年制札第二条②・正長元年制札第二条⑦・嘉吉元年制札第三条⑩にみられる博奕の禁止について検討する。公家新制においては、殺生禁断同様、博奕の禁止は主に全国を対象として規制されており、京都が特に対象と推測できるのは、取締りを検非違使に命じた嘉祿元年（一二二五）新制、博奕の取締りを検非違使と武家とに命じた弘長三年新制などである。<sup>37</sup>

また、寛喜三年新制において「上下諸人宴飲過差、同里群飲博奕」と、身分の高下を問わず集まって飲酒することと博奕と同じ条文に並んで禁じられているが、「群飲」は、建久二年三月二八日新制では「隣里雑人群飲射的」、建暦二年（一二二二）新制では「群飲射的」など、都市の治安維持の一環としてたびたび禁じられている。<sup>38</sup>

以上、本節では公家新制から侍所制札への影響を検討した。衣服の規制については、公家新制で「六位以下」を対象として取り締まりを命じられたことのある内容が、応安二年侍所制札において一般の人々を対象として禁止された。殺生禁断・博奕の禁止は、いずれも公家新制に頻繁に発せられ、京都で特に強く禁じられている場合や、立法意図に京都支配との関わりが推測できる場合もあったが、基本的には全国に対するものでもあった。

他方、正長元年・嘉吉元年制札で定型化した、俗人が僧侶の姿をすること①⑥⑩顔を隠すこと①⑥、義政期の「アシ笠、ステ笠」の禁止や、応安二年制札第三条の家屋を壊し売ることや行商の規制③は、公家新制にはみられなかった。このうち、顔を隠すことの禁止は、鎌倉幕府による武家新制や都市法にみられることが指摘されているため、

次節では武家新制や鎌倉幕府の都市法をたどることとする。<sup>(39)</sup>

### 第三節 武家新制・武家の都市法

稲葉伸道氏の研究によれば、鎌倉幕府は嘉禄元年以降、公家新制を施行する立場をとっていたが、弘長元年を画期として独自に武家新制を発するようになり、弘安七年（二二八四）には朝廷と幕府との関係が逆転し、幕府が先行して新制を発するようになったとする。また前述のように、保立道久氏は、公家新制における京都の行政や秩序維持の法が、武士による鎌倉や地方都市の法に影響を与えていると指摘する。また幕府による鎌倉や京都の支配については高橋慎一郎氏の先駆的な研究がある。<sup>(40)</sup> 本節では、これらの研究に学び、武家新制や幕府による都市法を中心に、侍所制札への影響を探つてゆきたい。

寛喜三年の公家新制には京都関連の法が多く、京都の秩序維持が大きな課題であったことが窺われるが、<sup>(41)</sup> その翌年以降、禁中節会への乱入の取締り、在京御家人の洛中での乗車を禁じるなど、一二三〇年代には鎌倉幕府から京都に対する治安維持の法が発せられるようになり、暦仁元年（二二三八）將軍頼経上洛以降、簾屋の整備などが始まる。<sup>(42)</sup> また鎌倉に対する都市支配の法も一二三〇年代から発せられはじめる。<sup>(43)</sup> ただしこれらの幕府の法も、公家新制同様、行政担当者に向けられたもので、一般向けの制札ではない。

侍所制札の内容と関連するものとしては、早く文暦二年（二二三五）、「僧徒裏頭横行鎌倉中事」すなわち僧が顔を隠すことが禁じられている。<sup>(44)</sup> 仁治元年（二二四〇）三月一八日、公家新制とほぼ時を同じくして定められた武家新制には、町人や職人の使役・正月などに幕府関係者が諸人の宿所を訪問すること・材木の請買・在京武士の洛中での乗車など、いずれも都市に関連した事柄を禁じているが、これらと並んで鷹狩と博奕をも禁じている。<sup>(45)</sup> また初めて公家新制に先んじて出された弘長元年武家新制では「僧徒裏頭横行鎌倉中事」「着編笠横行鎌倉中事」などの項目が見える。また衣服

の奢侈などは公家新制に倣ったと思われるものが多いが、物具についての禁止事項は特にバリエーションが豊かで、特に色革を身に着けることだけでなく、革を葉で染色すること自体を「諸方地頭並町屋沙汰人」にまで禁止している。またこの新制には、博奕、六斎日の殺生、鷹狩などの禁止も並ぶが、これらは全国に対するものである。<sup>(46)</sup>

博奕や殺生の禁止はほかにも全国に対して発せられているが、注目したいのは、寛元二年（一二四四）、全国を対象として、博奕を禁止するが侍のみ双六を許可するという法である。応安二年侍所制札が特に双六に言及したのは②、鎌倉幕府によって禁止の境界が曖昧になっていた双六を明確に禁じるためであったと思われる。<sup>(47)</sup>

以上のように、褰頭・笠着、双六への言及などから、侍所制札は公家新制に加えて鎌倉幕府の新制や都市法を踏まえたものといえる。そしてこの褰頭・笠着など「顔を隠すこと」の規制は、後醍醐天皇の登場とともに京都にもみられ、研究上も特に注目されてきた。

#### 第四節 南北朝期

網野善彦氏は後醍醐天皇を「異形の王権」と呼び、その政権を特徴づけるものの一つとして挙げるのが、建武二年（一二三五）の「陣中法条々」である。<sup>(48)</sup> 陣中すなわち内裏近辺において、「異形」、商人の出入りや塵芥を捨てることまで禁じたこの法について、笠松宏至氏は、「天皇の保持する権威と清浄の原点ともいべき内裏内部で、このような次元の低い禁制を必要とする事態」が生じており、建武新政が「全国各地から蛸集してくるおびただし訴訟人の群れ」「聖俗いずれとも判断のつかない者ども」を招き寄せたとし、網野氏は「こうした「異類異形の輩」「不思議」きわまる世界の中心は、後醍醐だったのであり、建武政権の異様さは、まさしく後醍醐その人の異様さによることはいうまでもない」と評した。

ただし後醍醐天皇の位置づけをめぐることは、鎌倉末期や室町期まで含めた長期的な視点から、さまざまな議論がなさ



れている。<sup>(49)</sup>たとえば商業支配については、網野氏は洛中酒釧役賦課令・神人公事停止令などに注目し、後醍醐が商業・流通支配を重視して京都の直轄支配を目指したと論じられたが、近年、大覚寺統は商業支配を重視しており、後醍醐の政策は独自のものではなくその流れに連なるものと指摘されている。<sup>(50)</sup>

「陣中法条々」には「一、俗人裏頭、異形事 一、用鬢帽子事、一、笠着事」と、顔を隠すものが並んでいる。網野氏が注目した芸能民や被差別民が、しばしば頭部を包み隠したことは事実であり、その後の暦応三年（一三四〇）、北朝も「異形停止」を命じている。<sup>(51)</sup>しかし朝廷で外記を務めた中原家が、これを憚りながら、後年まで幾度か「密々異形」で寺社参詣などを行う姿を考え合わせると、これは術的な逸脱ばかりとは限らず、ふさわしい服装が用意できなかった場合まで広く含まれていた可能性もある。<sup>(52)</sup>

その後、建武新政崩壊ののち、北朝は、(1)康永元年（一三四二）に沽価法制定のために保元・弘安新制を参照する<sup>(53)</sup> (2)康永三年には洛中における六斎日の殺生禁断について、弘長元年・三年・弘安八年・元亨元年の新制の法文を参照して室町幕府に申し入れる<sup>(54)</sup> (3)貞和二年（一三四六）には正暦元年（九九〇）新制に倣った過差禁止令を発し、幕府も衣裳については公家新制に従うものと定めた儉約令を発するなど、<sup>(55)</sup>京都に関するこれまでの公家新制を踏襲しようとする動きがあった。

これらはいずれも徳政としての性格が強い一方、スローガンのなものであり、実施のための行政機構を特に必要としない法である。南北朝期の朝廷において、検非違使をはじめとする行政制度がすでに形骸化していたことが指摘されているが、<sup>(56)</sup>それを示すように、公家新制にみられた都市支配の法の中でも、京都における寄宿の調査・律令以来の平安京の法の系譜をひく、道路の修理や清掃・病人や孤児の遺棄禁止など、行政機構の裏づけを必要とする法は姿を消した。<sup>(57)</sup>

そして以降の北朝は、永和三年（一三七七）の彗星を機とした徳政議定を除き、単発の徳政的な法も、鎌倉期のようなまとまった公家新制も発することはなかった。そして足利義満への代替わりを機に、殺生禁断・衣服の規制などの法

が、制札という一般の人々にまで示される形で、室町幕府侍所が発することになる。公家新制および武家新制のいずれにも含まれ、しばしば全国を対象とした、簡潔ながら徳政的な法が、侍所制札として掲げられたことは、鎌倉をはじめ全国から新たに室町期の首都に集まってきた人々に対して、徳政を室町幕府が担うことを印象づけたといえよう。

- (22) 前掲註(6)稲葉論文
- (23) 三浦周行「新制の研究」(『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二、初出一九二五—二六六年)
- (24) 前掲註(6)水戸部書、後藤紀彦「『田中本制符』——分類を試みた公家新制の古写本」(『年報中世史研究』五、一九八〇年、下郡剛「後白河院政期新制の条文復元」(『日本歴史』六二二、二〇〇〇年) など)
- (25) 棚橋光男「中世成立期の法と国家」(『塙書房』一九八三年、五味文彦「院政期社会の研究」(山川出版社、一九八四年)、下郡剛「後白河院政の研究」(吉川弘文館、一九九九年) など)
- (26) 網野善彦「徳政雑考——アウエハント「鯨絵」にふれて」(『中世再考』日本エディタースクール出版部、一九八六年、初出一九八〇年)、笠松宏至「鎌倉後期の公家法について」(『中世政治社会思想』下、岩波書店、初出一九八一年)、佐々木文昭「鎌倉期公家新制研究序説」(佐伯有清編「日本古代史論考」吉川弘文館、一九八〇年)、同「平安中後期の過差禁制」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』二五、一九九二年)、谷口昭「中世国家と公家新制」(井上瀧郎・杉橋隆夫編「古代・中世の政治と文化」思文閣出版、一九九四年) など
- (27) 前掲註(6)水戸部書、羽下論文・稲葉論文。「中世法制史料集六 公家法・公家家法・寺社法」(佐藤進一・百瀬今朝雄・笠松宏至編、岩波書店、二〇〇五年、以下「中法六」) 法規三〇七
- (28) 前掲註(8)保立論文
- (29) 佐々木文昭「平安中後期の過差禁制」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』二五、一九九二年)
- (30) 「中法六」法規一七〇
- (31) 「中法六」法規六二・一六一・二六二・六二五・六二七など
- (32) 中世の殺生禁断については、平雅行「殺生禁断の歴史的展開」(『日本社会の史的構造 古代中世』思文閣出版、一九九七年)
- (33) 「中法六」法規八七
- (34) 「中法六」法規二三
- (35) 「中法六」法規七九、六八
- (36) 「中法六」法規二二、四一八—四二〇、五六三

- (37) 「中法六」法規一三四、二七〇
- (38) 「中法六」法規一八八、七八、一一一
- (39) 高橋慎一朗「武士の掟」(新人物往來社、二〇二二年)
- (40) 前掲註(6)稲葉論文、註(8)保立論文、高橋慎一朗「中世の都市と武士」(吉川弘文館、一九九六年)
- (41) 「中法六」法規一八四、一九二など
- (42) 「吾妻鏡」貞永元年(二二三二)十二月二十九日条、天福元年(二二三三)五月十九日条、曆仁元年六月十九日条
- (43) 「中世法制史料集」鎌倉幕府法(佐藤進一・池内義資編、岩波書店、一九五五年、以下「中法二」)追加法一二二、一二九
- (44) 「中法二」追加法七四
- (45) 「中法二」追加法一三三、一三六
- (46) 「中法二」追加法三四七・三四八・三六四・三六五・三八七・三九四
- (47) 「中法二」追加法二三三
- (48) 「中法六」法規六七、六七五、笠松宏至「新しい世への鼓動」(週刊朝日百科日本の歴史5 中世II 12 後醍醐と尊氏)朝日新聞社、一九八六年、前掲註(15)網野書
- (49) 最新のものとして桃崎有一郎「建武政權論」(岩波講座日本歴史 中世III 二〇一四年、岩波書店)
- (50) 前掲註(15)網野書、渡邊歩「後醍醐親政初期の洛中酒造役賦課令をめぐって」(『アジア文化史研究』二〇〇九年)、遠藤珠紀「造酒司酒麴役の成立過程」(『鎌倉遺文研究』三六、二〇一五年)など
- (51) 「師守記」曆応三年(二三四〇)二月三日条
- (52) 「異形」「違形」の文言は多くみられるが、「師守記」延文元年(二三五六)三月二三日条など
- (53) 「師守記」康永元年七月一日条、同一日条・二三日条
- (54) 「師守記」康永三年六月二四日条
- (55) 「園太暦」貞和二年二月一日条、「中法二」追加法四四、五九条
- (56) 森茂暁「増補改訂 南北朝期公武関係史の研究」思文閣出版、二〇〇八、初版一九八四
- (57) 律令制のもとでのこれらの都市行政については、生島修平「平安前期の都市維持管理政策とその歴史的意義」(『都市史研究』一、二〇一四年)

### 第三章 都市法の射程

#### 第一節 応安二年制札の特異性

以上のように、侍所制札にみられる殺生禁断(⑧⑨)、博奕の禁止(②⑦⑪)、奢侈禁止(④⑤)は公家新制の、顔を隠すことの禁止(①⑥)は武家新制や武士の都市法の系譜に連なることを確認してきた。一三四〇年代の北朝も、殺生禁断や衣服の規制などを、従来の新制を先例として発しようとし、それを義満への代替り以降、幕府が受け継いだといえよう。

一方で、中世前期の都市法にはみられなかった内容もある。一つは、応安二年・正長元年・嘉吉元年制札のいずれにおいてもみられる、俗人が僧侶の装いをすることの禁止である(①⑥⑩)。中世前期の公家新制や武家新制・都市法では特にこれに触れてはならず、むしろ重点的に禁じたのは、公家・武家ともに「僧徒兵仗」など、僧侶の武装であつた。<sup>(88)</sup>

また一つは応安二年制札の家屋の扱いである。公家新制では巷所開発を禁じ、鎌倉でも街路の勝手な開発を禁じて商業区域を限定するなど、不法な家屋の取締りを行政担当者に命じる法が中心であり、違反した場合には破却するとして、<sup>(89)</sup> 応安二年制札第三条では、特に地域を限定することなく、人々が家屋を壊し売ることを禁じている(③)。ただしこの法は、以降の制札には引き継がれない。

以降の室町期の京都支配に、これらの変化をどのように位置づけることができるだろうか。

前者の僧俗の装いの問題については、<sup>(90)</sup> 応安年間はまだに、南都北嶺の敷訴や洛中における山門公人の検断や債権回収を目的とする狼藉が問題となっていた時期とも重なり、俗人が<sup>(91)</sup> 寺社の権威を借りて狼藉を働くことを抑制しようとした可能性が考えられる。しかし、寺社に属したり関係を取り結んだりすること自体ではなく、ただ僧侶の装いをすること

を規制するのは少々迂遠に感じられる。また、嗷訴や公人の狼藉は義満政権期におおむね抑え込まれているが、正長元年・嘉吉元年の制札までこの法は残っている。本論ではこれ以上の推測を重ねることはできないが、この法にもとづいて処罰した例の有無を含めて、今後さらなる検討が必要である。

一方、後者の家屋の問題は、開発・治安・賦課など多様な問題とかわるため、次節で少し詳しく検討したい。

## 第二節 京都支配の可能性

中世前期の京都や鎌倉について、朝廷や幕府は、街路の勝手な開発を不法とし、繰り返し禁じてきた。

京都では、平安京の条坊間の広すぎる街路を、人々がなしくずしに蚕食する形で田畑や宅地としてゆき、こうした地は巷所と呼ばれた。朝廷は当初これらを容認せず、すでに平安中期から、人々が朱雀大路に牛馬を放つたり路頭に小屋をかけて病人を置いたりすることを禁じ、公家新制においても繰り返し巷所開発を禁じている。特に家屋に着目すると、建久二年三月二八日新制は「一、可停止京中人領不居在家、好耕作道路企巷所事」、文永十年新制は「一、可停止京中人領不令貫附舍屋、好耕作道路企巷所事」と、巷所禁止と同じ法文で空家の所有を禁じている。<sup>(60)</sup>

鎌倉では、仁治元年などに繰り返し道を狭めることを、寛元三年（一二四五）にはより具体的に「作町屋漸々狭路事」「造懸小家於溝上事」など家屋による街路の蚕食を、いずれも保奉行人に禁止させている。建長三年（一二五二）には鎌倉中の「小町屋及売買設」に制禁を加え、売買の許される地域を限定しているが、寛元三年の法と合わせると、これらの町屋もまた街路を蚕食するように建てられた可能性が高く、翌年の建長四年にも再び「鎌倉中狭少路之事」が禁じられている。<sup>(61)</sup>

こうした無秩序な家屋や空家の存在は、治安の悪化を招く。建武新政の混乱を捉えた「二条河原落書」にも、家屋の荒廃状況を描写した段がある。「諸人ノ敷地不定 半作ノ家は多シ、去年火災ノ空地共 クソ福ニコソナリニケレ、適

ノコル家々ハ 点定セラレテ置去ヌ」と、造りかけの家屋や空家の多さを混乱の反映とみなす一方、その前段の「町コト二立篝屋ハ 荒涼五間板三枚、幕引マウス役所鞆 其数シラス満タリ」と、それを取り締まるべき役所が家屋の体をなしていないことをも指摘している。<sup>(62)</sup>

このような状況に対する一つの解決手段としては、寛元三年の鎌倉に対する法が、七日以内に撤去しなければ破却すると定めていたように、不法な家屋をすべて撤去することが挙げられる。しかし一方で、撤去によって空閑地が増えることもまた、二条河原の落書の「去年火災ノ空地共」が示すように、治安や衛生状態の悪化に繋がる。<sup>(63)</sup>

もう一つの解決手段は、むしろ家屋を維持させることである。

これは治安のみならず経済という点からも重視されるようになりはじめた。鎌倉期半ばから、土地領主が自らの所領から恒常的に屋地子を徴収するようになり、また鎌倉末期から、年中行事や寺社修造のための臨時の費用調達として、朝廷の許可を得て京都全体に地口銭が賦課されはじめたが、家屋の間口がこの屋地子や地口銭の賦課基準となった。かつては負担のなかった京都の土地は諸権力の経済基盤となり、それを維持することが重視されるようになる。禁止されていた巷所も、南北朝・室町期から左右京職を本所とし、その経済基盤となることで容認されるようになった。<sup>(64)</sup>

地口銭の徴収に室町幕府が関与した初めての機会が、応安元年（一三六八）、法勝寺造営のための地口銭であったとされる。<sup>(65)</sup> この時点では賦課をめぐる最終決定権はまだ朝廷にあったが、徴収は朝廷が武家に命じるという形をとった。この翌年の応安二年制札が、地口銭の基準となる家屋を壊し売ることを禁じているのは、以降の徴収に備えたものと考えられるのではないか。

室町幕府自身は地子銭を得る土地領主ではなく、地口銭をめぐる決定権を掌握するのしばらく先のことであったため、この制札と地口銭徴収はあまり結びつけられてこなかった。しかし広大な境内・門前の土地領主である大寺社は、家屋の保全をきわめて重視して禁制などを獲得しており、それはこの制札の文言と極めて近いものであった。

至徳二年（一三八五）及び嘉慶二年（一三八八）に祇園社が侍所から得た禁制は、住宅を社領外へ譲渡することを禁じ、応永十年（一四〇三）に吉田社が侍所から得た禁制は、境内の家を壊し他所へ売ることを禁じている。<sup>(66)</sup>侍所から特定の寺社宛ての制札は、本論で扱ってきた京都全体を対象とするものとは異なり、個々の寺社が自らの支配領域の安全や秩序を守るために侍所に発給を求めたもので、寺社の利益を直接に反映しているといえる。

こうした寺社境内・門前における家屋保全の重視は室町期を通して存続し、たとえば戦国期の北野社においては、北野社領から家屋を壊して洛中に運び出すことを禁じており、また本来は犯罪者の住居を破却して穢れを祓う意味があった闕所処分においても、破却せずに住居の形をなしたまま売却していたことが指摘されている。<sup>(67)</sup>土地からの収益を重視する勢力のとった手段と、幕府の応安二年制札の第三条とは、同じ志向性をもつものであった。

また、この条文の附則では、車を用いた商売および四条町の立売、つまりいずれも行商を禁じている。諸商売への賦課は、室町期の諸権力にとって重要な経済基盤となるが、拠点をもたない行商は把握が難しく、また紛争が起きやすい。家屋を壊し売ることと家屋を構えない商売を取り締まったこの条文は、都市の治安維持とともに、商業賦課の徴収を容易くするという効果を狙ったのではないかと考えられる。公家新制・武家新制から受け継いだ徳政のスローガンの法多い応安二年制札の中で、この第三条は、現実的な経済支配の土壤を整えようとしたものといえるのではないか。

しかし、家屋にせよ商業にせよ、室町期の朝廷官司や寺社にとっても、これらの賦課は重要なものであったため、権力間で賦課や免除の主張が交錯することになった。永和三年、彗星を機とした北朝の徳政議定には「洛民新役事」という一条があり、「近年新役等被尋究、可被停止歟」つまり近年増加している諸賦課をこれ以上増やさないことが徳政と意識されている。<sup>(68)</sup>

そして義満以降、公家・武家・寺社の上に立つこととなった「室町殿」政権は、酒屋役などの一部の賦課を例外として、一元的・排他的な支配を貫徹しようとするのではなく、諸官司や諸寺社の権益主張に対し、実質的な介入や調整を

行うことによつて秩序を維持した。そのため、室町幕府の京都市政権のメルクマールとして位置づけられてきた応安二年制札は、一元的な経済支配への地ならしとなる可能性があつたが、それはその後の制札に引き継がれてゆくことはなく、幕府権力が確立したのちも、京都に対する一律の法は、スローガンのもので事足りた。

(58) 繰り返しみられるが、早い例として『吾妻鏡』嘉禎元年(一二三五)正月二十七日条

(59) 前掲註(2)佐藤書、前掲註(3)三枝書

(60) 馬田綾子「東寺領甚所」(『日本史研究』一五九、一九七五年)、桃崎有一郎「豆安京はいらなかつた」(吉川弘文館、二〇一六年)、『中法』法規八〇、三二八

(61) 『中法』「追加法」二二二～二二九条、二四五～二五九条、二七二条、『吾妻鏡』建長四年二月十日条

(62) 『中世政治社会思想』下(岩波書店、一九八一年)所収

(63) 前掲註(18)早島書

(64) 網野善彦「中世都市論」(網野善彦著作集二三 中世都市論)岩波書店、二〇〇七年、初出一九七六年、馬田綾子「洛中の土地支配と地口銭」(『史林』六〇—四、一九七七年)、前掲註(60)馬田論文

(65) 前掲註(64)馬田論文

(66) 『八坂神社文書』二二〇三・二二〇四、『吉田家日次記』応永一〇年三月二日条(『大日本史料』七一六)

(67) 前掲註(3)三枝書

(68) 『愚管記』後愚昧記 永和三年閏七月二十八日条

## おわりに

以上、室町幕府侍所から京都に宛てた言葉少なな制札を、中世前期から後期までの都市支配の法の流れに位置づけた。第一章では、応安二年・正長元年・嘉吉元年の制札の発令契機と内容を検討し、これらは衣服の規制・殺生禁断・博奕の禁止などの徳政的な内容を持ち、將軍の代替わり徳政の一環として発せられたこと、また義政の親政開始期にもおそらく同様の法が発せられたことを論じた。



第二章では、制札の主たる内容であった衣服の規制・殺生禁断・博奕の禁止について、鎌倉期の公家新制や武家新制・武家の都市法からの影響を検討した。衣服の奢侈禁止の具体的な項目は公家新制で「六位以下」を対象とするものから影響を受けており、顔を隠すことの禁止は武家新制や武家の都市法に多くみられた。殺生禁断・博奕の禁止は、公家新制・武家新制のいずれにおいても頻繁に発せられ、京都で特に強く禁じられている場合や、立法意図に京都支配との関わりが推測できる場合もあったが、基本的には全国に対するものでもあった。これらを引き継いだ侍所制札は、全国から首都に集まってきた人々に、室町幕府が徳政を担うことを印象づけるための簡潔な法であったといえる。

他方、公家新制や武家新制にみられた、寄宿の調査、道路の清掃や病人・孤児の遺棄禁止といった直接的な秩序維持の法は、検非違使など行政機構の形骸化した北朝では復活させることができず、また室町幕府も、都市支配が確立したのちもそれらを引き継がなかった。

それは室町幕府が、京都を共通の基盤とする支配層の上に立つ「室町殿」政権として、実質的には強いイニシアティブをもちながらも、一元的・排他的な支配を採らなかつたためである。第三章では、公家新制や武家新制にはみられず、また正長元年・嘉吉元年制札にも残らなかつた、応安二年制札第三条の家屋を壊し売ること及び行商の規制について検討し、実際には行われなかつた幕府による都市賦課の土壌作りの可能性であったことを論じた。

しかし応仁の乱以降、そうした室町幕府の利害調整的な秩序維持を担ってきた管領や所司代などの要職が不在がちになつて社会不安を呼び、<sup>(69)</sup>室町殿の代替わりの徳政的な都市法も見出せなくなる。他方、撰銭令・徳政令、治安維持の法、都市共同体に対する禁制など、再び実地的な都市法が、そのときどきの政権担当者のもとで発せられるようになる。支配のあり方と、その中で法がどのような機能を担うかという問題について、中世都市の言葉少なな法はひとつの題材となるといえよう。

(69) 『大乗院寺社雜事記』文明一四年(一四八二)四月一日条、『親長卿記』文明一六年六月二日条、『長興宿禰記』文明一八年八月二七日条など